

令和 8 年度
和寒町公共施設等に関する民間提案制度
募集要領（案）

令和 8 年 8 月
北海道和寒町

和寒町公共施設等に関する民間提案制度 募集要領（案）

1. 制度の目的と背景

和寒町では、社会情勢の変化や施設の老朽化に伴い、本来の役割を終えた公共施設や未利用の土地が発生しています。

本制度は、行政主導の画一的な活用ではなく、民間事業者の皆様の自由なアイデアと経営ノウハウを導入することで、これら未利用資産を地域活性化の原動力へと転換させることを目的としています。本制度を通じて期待される波及効果は、民間ならではの視点による柔軟なサービス提供による町の魅力向上や、交流人口の創出や、町内事業者との連携を通じた地域活性化など多岐にわたります。

2. 募集提案の概要と参加資格

本制度は、町が所有する対象資産について、提案者が自ら実施主体となって事業を展開するもので、次の募集提案の概要と参加資格とします。

1) 募集提案の手順

本事業は以下の名称で実施し、所定の手順に沿って進行します。

- (ア) 募集：町が対象施設を提示し、広く提案を募集します。
- (イ) 受付：提案書類を受け付け、参加資格等の確認を行います。
- (ウ) 審査：提出書類の審査およびヒアリング審査を実施します。
- (エ) 公表：審査結果を通知し、町のホームページ等で公表します。
- (オ) 契約：募集提案者と詳細協議し、議会の議決等を得て最終的な財産契約を締結します。

2) 募集する提案

募集する提案は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- (ア) 対象となる提案及び実施期間：

対象財産の貸付期間は原則5年間とします。

上記貸付期間完了後は、利用状況により協議のうえ貸付、または譲渡の場合は10年以上継続して実施することを条件とし、提案者が実施主体となり利活用を行う事業であること。

- (イ) 対象外となる提案：

以下のいずれかに該当する提案は、審査の対象外となります。

- ① 町に新たな財政負担が発生するもの。
- ② 町（または町が委託する者）が既に着手、あるいは計画している事業と同様の内容であるもの。
- ③ 提案者以外の第三者が実施主体となることを前提としたもの。
- ④ 法令や町の施策に反するもの。
- ⑤ その他、町長が不適当と認めるもの。

3) 提案者の資格

提案を行うことができる者（提案者）は、法人、個人事業主、および提案を遂行する意思と能力（運営力、財産力等）を有する各種団体等とします。ただし、提案の時点で以下の欠格事由に該当する者（法人の場合は代表者および役員を含む）は応募できません。

- (ア) 会社更生法、民事再生法に基づく手続開始、または破産法に基づく破産手続開始の申立てを行っている者、または手続中の者。
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体、構成員、または社会的非難を受ける関係を有する者。
- (ウ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分を受けた団体およびその関係者。
- (エ) 法人税、消費税、地方消費税、または市町村税等を滞納している者。
- (オ) 町、国、独立行政法人、他自治体等から競争入札参加資格の指名停止措置を受けている者。
- (カ) 政治活動または宗教活動を主な目的とするもの。
- (キ) その他、町長が適当でないと認めるもの。

3. 提案対象の公共施設等

1) 対象の公共施設等

物件番号	施設名称	区分
①	旧三笠山自然公園パークゴルフ場	土地・建物

2) 禁止事項

公共性を担保し、周辺環境との調和を維持するため、以下の行為を禁じます。

- (ア) 町との事前合意のない財産の除却
- (イ) 第三者への無断転貸
- (ウ) 周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす用途、公序良俗に反する活動

4. 募集スケジュール

提案の募集や審査等は、次の日程で行います。

- 1) 募集要領の公表及び提案受付開始（事前相談・質問・見学を含む）：
令和8年8月12日（水）
 - 2) 募集提案の締切：
令和8年12月11日（金）
 - 3) 書類審査（資格審査）：
令和9年1月下旬
 - 4) ヒアリング審査：
令和9年2月中旬
 - 5) 町議会との協議：
令和9年3月上旬
 - 6) 審査結果の通知・公表（議会との協議結果を踏まえて）：
令和9年3月下旬
 - 7) 財産計画に基づく事業開始：
令和9年4月上旬
- #### 5. 事業実施までの流れ
-

本制度は、事前相談から契約締結まで、次のとおり進めます。

1) 事前相談・質問：

提案を検討する事業者は、随時事前相談が可能です。

2) 見学：

対象物件の見学希望者は担当係へ申し込んでください。なお、冬期間は積雪の影響により十分に施設を確認できない場合があるため、現地の気象状況等に留意してください。

3) 質問回答：

募集要領等への質問は「質問書（様式 ）」を用い、電子メールで提出してください。回答は個別に行います。

4) 審査（ヒアリング）：

和寒町公共施設等に関する民間提案審査委員会を設置し、次の視点から総合的に審査します。

（ア）事業遂行体制

（イ）提案の信頼性

（ウ）実現性

（エ）独自性

（オ）町・地域への貢献度

5) 結果通知と公表：

ヒアリング後、概ね2週間以内に通知します。公表の際、協議対象となった提案者は「提案者名および事業名」を公表し、協議対象から外れた提案者は「事業名のみ」を公表します。

6) 協議及び契約締結等：

（ア）協議対象となった提案者と町は、必要に応じて協定を締結した上で、提案内容の事業化に向けた、詳細協議や必要な手続きを行うこととします。

（イ）事業者と町は、協議成立後、提案事業の実施について必要な契約を締結します。

（ウ）事業者は、契約締結後、速やかに事業に着手し、責任を持って事業を履行することとします。

6. 留意事項

留意事項は、次のとおりです。

1) 費用負担：

提案および準備に係る一切の費用は提案者の負担となります。

※和寒町の企業振興促進事業補助、新規就業者対策事業補助や各種融資制度のほか、商工会による商工業応援事業などを活用が可能です。

2) 現状引き渡し：

物件は現状有姿での引き渡しを原則とします。

3) 著作権と公開：

提案書類の著作権は提案者に帰属しますが、和寒町情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は内容が開示される可能性があります。

4) モニタリング：

町は、契約締結後の財産の利活用状況について、適正な運用を確認するため、必要に応じてモニタリング調査（実施状況の確認）を行うことがあります。

5) 許認可・指定等の免責：

提案内容の実施に際し、行政上の許認可や指定等が必要な場合、町との契約締結をもってこれらが担保されるものではありません。別途、関係法令に基づく手続きが必要です。

6) 契約解除：

町の承諾なく事業計画を大幅に変更したり、所有権を第三者に転貸したりした場合は、契約を解除し、違約金を請求することがあります。

7. 提出書類・提出方法・提出先

提案にあたっては、次の書類を提出してください。

1) 提出書類

名称	内容等	提出部数
① 提案申請書	様式 1	1部
② 誓約書	様式 2	1部
③ 現地見学申込書	様式 3	1部
④ 質問書	様式 4	1部
⑤ 提案書	様式 5 提案内容の概要、独創性や特徴、提案の優位性、事業スキーム、収支計画など、審査の視点に定めた項目について、自由に記載してください。	1部
⑥ 納税証明書	国税及び地方税の滞納がないことの証明書（直近3年分）	1部
⑦ 登記全部事項証明書	法人の場合	1部
⑧ 決算関係書類	【法人の場合】 直近3年間の財務書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書 ・株式資本等変動計算書 など 【個人の場合】 ・確定申告書の写し（直近3年間） ※青色、白色共通 ・青色申告決算書等の写し（直近3年間） ※白色申告の場合は確定申告書に添付する営業収支の状況が明示されている書類（収支内訳書1面、2面）	1部

⑨ 辞退届	様式 6 書類提出後、辞退する場合	1部
-------	----------------------	----

2) 提出方法

- (ア) 持参の場合 … 役場開庁日（平日）の午前8時30分から午後5時まで
- (イ) 郵送の場合 … 下記担当係へ送付してください。
- (ウ) 電子データ … 下記担当係へメールにて送付してください。

3) 提出先

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町120番地
 和寒町役場 産業振興課未来づくり戦略室（担当者：塚崎・久保田）
 電話：0165-32-2423
 メール：mirai-design@town.wassamu.lg.jp